

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会長 様
静岡県老人福祉施設協議会長 様
静岡県老人保健施設協議会長 様
静岡県社会福祉法人経営者協議会長 様
静岡県慢性期医療協議会長 様

静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課長

令和 7 年度静岡県介護サービス事業所等物価高騰対策支援金（介護分）交付要綱
の制定について（通知）

日頃、本県の健康福祉行政の推進に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し
上げます。

急激な物価高騰の影響を受けながらもサービスの安定的な提供を継続している
社会福祉施設等を支援するため、介護サービス事業所・施設を運営する法人等に
対し、支援金を交付することとし、令和 7 年度静岡県介護サービス事業所等物価
高騰対策支援金（介護分）交付要綱を定めたので、お知らせします。

つきましては、各介護サービス事業所・施設の管理者に対し、県の同報メール
により通知したので、御承知いただくとともに、貴会においても会員への周知を
お願いします。

なお、本支援金の申請方法や受付期間等の事業の詳細につきましては、下記の
とおり、県のホームページに随時掲載してまいりますので、ホームページの最新
情報を御確認ください。

記

○静岡県（福祉指導課）ホームページ

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/koreifukushi/1040734/1040737/1072861/1077754.html>

○交付の対象及び交付額等

区分	対象事業所・施設種別	交付額
短期入所生活介護 事業所（単独型）	短期入所生活介護事業所（単独型）	定員 1 人につき 5,300 円
介護保険施設及び 短期入所生活介護 事業所（併設型）等	介護老人福祉施設、地域密着型介護老 人福祉施設、介護老人保健施設、介護 医療院、軽費老人ホーム（静岡県が所 管するものに限る。）	定員（短期入所生活介護を併設 する場合は合算後の人数）1 人 につき 5,300 円

※対象事業所・施設については、令和 7 年 7 月 1 日時点で指定等を受けているものであり、
申請時において休止・廃止しているものは含まない。

担 当 介護指導第 2 班
電話番号 054 - 221 - 3256